

殺菌剤
スクレアフロアブル
マンデストロビン水和剤

令和7年2月26日付けで以下の適用拡大が登録されました。

【変更内容】

- ・作物名「あずき」を追加し、それに伴い、作物名「豆類（種実、ただし、だいず、らっかせいを除く）」を「豆類（種実、ただし、だいず、あずき、らっかせいを除く）」に変更する。
- ・作物名「だいず」および「キャベツ」の使用方法に「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「もも」および「ネクタリン」に適用病害虫名「果実赤点病」を追加する。
- ・作物名「小粒核果類（うめを除く）」および「うめ」に適用病害虫名「灰星病」を追加する。

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	マンデストロピンを含む農薬の総使用回数
豆類 (種実、ただし、 だいず、 あずき、 らっかせい を除く)	菌核病 炭疽病 灰色かび病	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	3 回以内
あずき	菌核病	16 倍	0. 8L/10a			無人航空機による散布	
だいず	菌核病 紫斑病 炭疽病 灰色かび病	2000 倍	100～300 L/10a			散布	
		16 倍	0. 8L/10a			無人航空機による散布	
キャベツ	菌核病	2000 倍	100～300 L/10a			散布	
		32 倍	1. 6L/10a			無人航空機による散布	
もも ネクタリン	うどんこ病 果実赤点病 黒星病 灰星病 根腐し腐敗病	2000～ 3000 倍	200～700 L/10a			散布	
小粒核果類 (うめを除く)	黒星病 灰星病						
うめ	環紋葉枯病 黒星病 灰星病						

次項に続く

前項より続く

【追加事項】

- ・ 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社